

## 河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会

### ◆減災のための目標と取組方針

県管理河川等で発生し得る大規模水害に対し、

「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」、「地域社会機能の継続性確保」  
を目標とする。

平成33年度までに上記の目標達成に向けて、

- ・円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ・洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動
- ・氾濫後の生活再建及び社会経済活動の早期回復を可能とする排水活動に関する連携
- ・堤防等河川管理施設の整備推進
- ・重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進

を基本的な事項として、防災関係機関の具体的な取組を定める。

# 河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 課題と取組（共通的な課題及び取組項目）

## ◆課題

### 避難計画、重要施設の管理者との連携等に関する事項

1. 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。
2. 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
3. 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難経路における危険箇所の確認が必要となる。
4. 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。
5. 洪水浸水想定区域において、影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。
6. 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がれるか懸念がある。

### 水防に関する事項

7. 管轄する区域について、浸水想定区域が広範囲となる水防団がある場合、機動的な対応が必要となる。また、水防団員の高齢化や人員の減少により洪水時に実質的に機能できるか懸念がある。
8. 大規模水害の際には、水防資機材が不足する懸念がある。

### 排水に関する事項

9. 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

### 河川管理施設の整備に関する事項

10. 堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高く、整備を必要とする。
11. 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

## ◆取組

- 取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化**
  - ①県、市町村は、水害ホットラインを構築する。
  - ②県、市町村は、水害対応タイムラインを作成する。
- 取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進**
  - ①県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。
  - ②県は、洪水監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。
  - ③県は、危機管理型水位計を整備し、インターネットでの一般公開を行う。
- 取組3 水害リスク情報を踏まえた防災計画等の点検、見直し**
  - ①市町村は、洪水浸水想定区域について、避難勧告等の発令基準を定める。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。
  - ②①について、家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画を立案する。
  - ③県、市町村は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。
  - ④市町村は、上記区域内について避難経路の点検を行う。県は、県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。
- 取組4 要配慮者利用施設等の支援**
  - ①市町村は、要配慮者利用施設を確認し、市町村地域防災計画に位置づける。
  - ②県、市町村は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成等に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。
  - ③市町村は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。
- 取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し**
  - ①市町村にて、水害ハザードマップの見直しを行う。
- 取組6 防災情報の理解促進**
  - ①県、市町村は、小中学校等における水災害教育を実施する。
  - ②県、市町村は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。
- 取組7 実効的な水防活動体制の強化**
  - ①市町村は、水防団の機動的な対応を計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。
  - ②県、市町村、水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。
  - ③県、市町村、水防団は、地域住民と重要水防箇所等の合同点検を実施する。
  - ④県、市町村は、水防団（消防団）員の確保のための取組を進める。
- 取組8 水防資機材の確保**
  - ①市町村、県にて、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。
- 取組9 排水への備え**
  - ①県、市町村は、排水ポンプ車を有する関係機関と、浸水継続時間等に関する情報を共有する。
  - ②市町村は、排水ポンプ出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。
- 取組10 河川整備の実施**
  - ①県は、河川整備計画に基づき、洪水を安全に流下させる対策（堤防整備等）を行う。
- 取組11 危機管理型ハード対策の実施**
  - ①県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装（水位周知区間の未舗装箇所）を実施する。